

新危対第 4 7 4 号  
令和 3 年 3 月 2 6 日

各区自治協議会長 様

新潟市国民保護協議会

会長 新潟市長 中原 八一  
( 公 印 省 略 )

新潟市国民保護協議会委員の推薦について (依頼)

日頃、本市の国民保護行政に格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、添付名簿のとおり令和 2 年 9 月 1 日からご就任いただいている新潟市国民保護協議会の委員につきまして、自治協議会委員に再任されない場合は同時に国民保護協議会委員も終了することとしております。

つきましては、自治協議会委員の改選に際し、現委員が自治協議会委員に再任されなかった場合等、引き続き貴協議会の委員からご就任いただくため、別紙 1 により適任者をご推薦くださいますようお願いいたします。(再任される場合は、その旨を電話、メール又はファックスによりご回答ください。)

なお、推薦にあたっては、大変お手数をおかけいたしますが、別紙 2 により本人の同意を確認のうえ、あわせてご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 任 期

委嘱の日から令和 4 年 8 月 3 1 日

ただし、自治協議会委員の職にある期間

※ 委嘱状の交付は省略とし、通知をもってこれに充てます。

2 職 務

市長の諮問に応じて、新潟市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項 (新潟市国民保護計画など) を審議します。

3 報 酬

「新潟市国民保護協議会」にご出席いただく場合、規定により報酬が支払われます。  
(国・県・市の機関は除く。)

#### 4 回答要領

別紙1・2に必要事項を記入のうえ、令和3年6月11日（金）までに郵送、メールまたはファックスにてご回答ください。

#### 5 その他

本市では、添付資料「新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）」のとおり、附属機関の委員として重複できるのは3つまでとなります。推薦にあたっては、3つ以上の重複にならないよう配慮をお願いいたします。

また、本市では、協議会等における女性委員の比率45%を目標としております。積極的に女性の適任者をご推薦くださいますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

#### 6 添付資料

- (1) 新潟市国民保護協議会委員及び幹事名簿
- (2) 国民保護法（抜粋）
- (3) 新潟市国民保護協議会条例
- (4) 新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）

#### 問合せ先

担 当	新潟市危機管理防災局 危機対策課 西野 充伸
電 話	025-226-1146
F A X	025-224-0768
E-mail	kikitaishaku@city.niigata.lg.jp

# 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (国民保護法) 【抜粋】

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。

3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市町村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。

一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員

二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）

三 当該市町村の属する都道府県の職員

四 当該市町村の副市町村長

五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。

6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 新潟市国民保護協議会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、新潟市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 協議会は、会長及び委員60人以内で組織する。

### (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (幹事)

第5条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

### (部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。